

全 員 協 議 会

令和 8 年 9 月 1 日 (火)
時 分～ 時 分
(本 会 議 終 了 後)
全 員 協 議 会 室

〔出席議員〕

澁谷議長、笹田副議長

西田一平議員、今田議員、岡山議員、遠藤議員、花田議員、戸津川議員、村木議員、
森谷議員、大谷議員、沖田議員、足立議員、川上議員、柳楽議員、串崎議員、
小川議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員、西田清久議員、川神議員

〔執行部〕

三浦市長、江角副市長、久佐教育長、久保健康福祉部長、西川産業経済部長

〔事務局〕

下間局長、濱見次長、森井書記

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 敬老会開催日程と 100 歳以上高齢者数等について (健康福祉部)
- (2) 浜田駅周辺グランドデザイン (素案) について (産業経済部)
- (3) その他

2 行政視察レポートについて

- (1) 総務委員会

3 議員選出監査委員からの報告について (決算審査意見書等報告)

4 議会による令和 7 年度事業に係る事務事業評価の実施について

5 はまだ議会だより編集マニュアルについて

6 その他

- (1) 自由討議について
- (2) 令和 8 年 9 月浜田市議会定例会議ケーブルテレビ放送及び再放送について
- (3) はまだ議会だより一般質問の原稿締切について
原稿〆切日：令和 8 年 9 月 11 日 (金) 午後 2 時
- (4) その他

敬老会開催日程と100歳以上高齢者数等について

1 令和8年度 敬老会開催日程

<浜田地域>

令和8年8月13日現在

NO	地区等	開催地区等	開催日	曜日	開催時間	開催場所
1	浜田地区	浜田地区	9月12日	土	13:00～15:30	原井小学校 体育館
2	石見地区	長沢町	9月21日	月・祝	11:00～14:00	浜田ニューキャッスルホテル
3		浅井町	9月13日	日	11:00～13:00	浅井公民館
4		竹迫町4町内	9月21日	月・祝	10:30～13:00	竹迫町4町内集会所
5		三階地区自治会（3年に1度の三階地区での開催）	9月13日	日	10:00～12:00	石見まちづくりセンター 細谷分館
6		長見町	9月21日	月・祝	11:00～13:00	石見まちづくりセンター 長見分館
7		後野町	10月18日	日	11:00～13:00	石見まちづくりセンター 後野分館
8		佐野町	9月13日	日	10:00～13:30	石見まちづくりセンター 佐野分館
9		宇津井町	9月13日	日	11:30～14:00	石見まちづくりセンター 宇津井分館
10	長浜地区	長浜地区	9月21日	月・祝	10:00～12:00	長浜まちづくりセンター
11	周布地区	周布地区	9月13日	日	13:30～15:00	周布まちづくりセンター 研修室
12	大麻地区	大麻地区	9月13日	日	10:00～11:00	大麻まちづくりセンター
13	美川地区	内村町牛谷町内	9月13日	日	11:00～12:30	牛谷公民館
14	国府地区	上府町	9月21日	月・祝	10:00～12:15	上府町自治公民館
15		国分町唐鐘	9月20日	日	10:00～12:00	唐鐘公民館
16		国分町1町内・2町内・3町内	9月13日	日	10:30～13:00	国分自治会館
17		久代町	9月20日	日	検討中	※場合によっては開催しない
18		下府地区	9月21日	月・祝	9:00～12:30	国府小学校 体育館
19		宇野町	9月13日	日	9:30～12:00	国府まちづくりセンター 宇野分館講堂
20		下有福・大津・姉金	9月6日	日	未定	未定
21		特別養護老人ホーム たんぼぼの里	9月12日	土	10:00～	施設内
22	施設	特別養護老人ホーム 福寿草	9月15日	火	14:00～14:30	施設内
23		特別養護老人ホーム ロング・レン	9月19日	土	14:00～15:00	施設内
24		特別養護老人ホーム 美川苑	9月16日	水	10:00～10:30	施設内
25		養護老人ホーム 松風園	未定			
26		介護老人保健施設 夕陽ヶ丘	9月18日	金	10:00～10:45	施設内
27		ケアハウス美川	9月15日	火	17:30～18:30	施設内
28		グループホーム みかわ	9月13日	日	12:00～	施設内
29		グループホーム ひなたぼっこ・相生	未定			
30		グループホーム はまぼうふう	未定			
31		住宅型有料老人ホーム 花みずきの家	未定			
32		看多機 ほっとの家 港町	9月16日	水	11:00～	施設内
33		看多機 ほっとの家 熱田	9月10日	木	11:00～	施設内

<金城地域>

NO	地区等	開催地区等	開催日	曜日	開催時間	開催場所
1	久佐地区	久佐地区	9月20日	日	10:00～	久佐まちづくりセンター
2	今福地区	今福地区	9月13日	日	(仮) 11:00～	今福まちづくりセンター
3	小国地区	小国地区	9月6日	日	10:00～13:00	小国まちづくりセンター
4	施設	特別養護老人ホーム かなぎ園	9月16日	水	10:30～	施設内
5		特別養護老人ホーム くざの里	未定			
6		グループホーム さくら	9月18日or9月24日		13:30～	施設内
7		有料老人ホーム 懐燕、小規模多機能ホーム 絆	9月16日	水	12:00～	施設内
8		高齢者生活支援住宅 サンガーデン 輝らら☆	未定			

<旭地域>

NO	地区等	開催地区等	開催日	曜日	開催時間	開催場所
1	木田地区	木田地区	9月13日	日	11:00～	木田生活改善センター
2	和田地区	和田地区	9月26日	土	11:00～	和田まちづくりセンター
3	市木地区	市木地区	9月20日	日	10:30～	市木生活改善センター
4	施設	特別養護老人ホーム あさひ園	9月27日	日	13:30～15:00	施設内
5		養護老人ホーム 長寿苑	9月16日	水	10:00～	施設内
6		介護老人保健施設 旭・やすらぎの郷	未定			

<弥栄地域>

NO	地区等	開催地区等	開催日	曜日	開催時間	開催場所
1	施設	特別養護老人ホーム 弥栄苑	未定			
2		養護老人ホーム 寿光苑	9月16日	水	12:00～12:30	施設内
3		グループホーム ふじいさんち	9月27日（予定）	日	未定	施設内

<三隅地域>

NO	地区等	開催地区等	開催日	曜日	開催時間	開催場所
1	岡見地区	西の谷	9月13日	日	11:30～	西の谷集会所
2		宮ヶ迫	9月19日	土	11:00～	宮ヶ迫集会所
3		板ヶ峠	9月20日	日	11:30～	板ヶ峠集会所
4		岡見郷	9月14日	月	11:00～	岡見郷集会所
5		中山	9月13日	日	10:00～	中山自治会館
6		須津青浦	9月21日	月・祝	未定	岡見漁業振興会館
7		松原	9月21日	月・祝	10:30～	松原集会所
8	三保地区	古湊自治会	9月13日	日	12:00～	古湊自治会館
9		下古市自治会	9月21日	月・祝	10:00～	下古市集会所
10		上古市自治会	未定			
11		湊浦自治会	9月20日	日	10:00～	湊浦集会所
12		谷自治会	9月20日	日	11:30～	谷集会所
13		福浦自治会	未定			福浦集会所
14	白砂地区	白砂地区まちづくり推進協議会	9月20日	日	10:00～	白砂まちづくりセンター
15	三隅地区	三隅自治振興会（三隅1区・2区・3区・4区）	9月20日	日	11:00～	三隅自治会館
16		日野原自治会	9月13日	日	未定	日野原集会所
17		向野田郷自治会（向野田1区・2区）	9月13日	日	10:30～	三隅まちづくりセンター
18		田原集落	9月20日	日	12:00～	三隅まちづくりセンター
19		海老谷集落	9月13日	日	11:00～	海老谷集会所
20		河内自治会	9月13日	日	11:00～	河内集会所
21	黒沢地区	矢原自治会	9月13日	日	11:00～	矢原自治会館
22		井川自治会	未定			
23		下古和自治会	9月13日	日	10:00～	黒沢まちづくりセンター
24	井野地区	周布地自治会	9月26日	土	未定	周布地集会所
25		大谷自治会	未定			
26		下小原自治会	9月20日	日	10:00～	小原集会所
27		下今明自治会（下今明共和会）	9月13日	日	10:00～	みのり会館
28		上室谷自治会	9月20日	日		上室谷集会所
29		芦谷連合自治会	9月20日	日	10:30～	芦谷集会所
30		殿河内連合自治会（石浦・市場・久根郷・大口）	9月21日	月・祝	11:00～	市場集会所
31	施設	養護老人ホーム ミレ岡見	未定			
32		介護老人保健施設 アゼーリみずすみ	未定			
33		グループホーム ゆうな	9月15日	火	12:00～	施設内

2 100歳以上高齢者数及び浜田市長寿者褒章対象者数について

100歳以上高齢者数（島根県報告分）

基準日：令和8年9月15日時点で該当年齢になる方（見込み）

到達年齢 地域別	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳	合 計
浜 田 地 域	28	16	9	7	1	1	0	0	0	0	62
金 城 地 域	3	1	1	2	1	1	1	0	0	0	10
旭 地 域	3	1	2	0	1	0	0	0	0	0	7
弥 栄 地 域	4	2	0	1	0	0	0	0	0	0	7
三 隅 地 域	9	5	1	0	0	0	0	0	0	0	15
合 計	47	25	13	10	3	2	1	0	0	0	101
前年度比 (人数増減)	13	4	△3	6	0	1	0	0	0	0	21

浜田市長寿者褒章対象者数

対象：令和8年度中に該当年齢になる方（見込み）

88歳 市記念品	100歳 市記念品	99歳 101歳～ 祝詞	合 計
296	39	85	420
29	1	16	46
12	9	12	33
14	2	6	22
50	11	24	85
401	62	143	606
△54	19	△7	△42

【令和7年度】 島根県報告分（基準日：令和7年9月15日）

到達年齢 地域別	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳	合 計
浜 田 地 域	21	15	12	2	2	0	1	0	0	0	53
金 城 地 域	1	2	3	1	1	1	0	0	0	0	9
旭 地 域	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	5
弥 栄 地 域	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	5
三 隅 地 域	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	8
合 計	34	21	16	4	3	1	1	0	0	0	80

令和7年度浜田市長寿者褒章対象者数

88歳 市記念品	100歳 市記念品	99歳 101歳～ 祝詞	合 計
321	28	98	447
27	4	9	40
32	3	16	51
18	3	7	28
57	5	20	82
455	43	150	648

【令和6年度】 島根県報告分（基準日：令和6年9月15日）

到達年齢 地域別	100歳	101歳	102歳	103歳	104歳	105歳	106歳	107歳	108歳	109歳	合 計
浜 田 地 域	19	21	4	5	0	1	0	0	0	0	50
金 城 地 域	2	4	1	1	1	0	0	0	1	0	10
旭 地 域	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	5
弥 栄 地 域	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7
三 隅 地 域	10	3	1	1	0	0	1	0	0	0	16
合 計	38	31	7	7	1	2	1	0	1	0	88

令和6年度浜田市長寿者褒章対象者数

88歳 市記念品	100歳 市記念品	99歳 101歳～ 祝詞	合 計
324	26	84	434
36	0	18	54
29	5	7	41
15	4	7	26
54	7	16	77
458	42	132	632

浜田駅周辺グランドデザイン（素案）について

1 策定経過

浜田駅周辺の将来像や必要な機能等を検討するため、商店街・飲食・不動産・観光・水産関連事業者、文化教育団体などに対してヒアリングを実施しました。そこで得た意見・提案を踏まえ、グランドデザイン（素案）として4つのエリアごとの方向性と具体的な取組を取りまとめました。

【ヒアリング期間】令和8年5月～7月 【ヒアリング件数】54件

2 主な意見（各エリアで必要なこと）

【浜田駅前】

- ・浜田の食や石見神楽などの文化・観光資源を活かし、浜田の魅力を感じられる空間にしてほしい
- ・市民も日常的に利用したくなる、滞在・交流できる機能が必要
- ・駅を中心に商店街・図書館・東公園等をつなぎ、歩いて回遊できる環境が必要

【朝日町商店街】

- ・空き店舗等を活用し、若者や新たな担い手がチャレンジできる場が必要
- ・「好き・得意」を活かしたスモールスタート（小商い）に挑戦できる機会や支援が必要
- ・三桜酒造跡地と商店街の相互の回遊・交流を生み出す仕掛けをつくってほしい

【三桜酒造跡地】

- ・マルシェなどのイベントや市民が自由に過ごせる、新たな交流・滞在拠点として活用してほしい
- ・日常的に利用でき、気軽に滞在できるとともに、子ども・若者から高齢者まで多世代が学び・交流できる機能が必要
- ・民間のノウハウを活用し、持続的に運営できる官民連携手法を検討してほしい

【東公園】

- ・日常的に利用できるスポーツ・健康づくりの場として充実させてほしい
- ・子どもから高齢者まで、幅広い世代が気軽に利用できる公園が必要
- ・駅や商店街等とのつながりを意識し、周辺エリアとの回遊を生み出してほしい

3 今後の予定

(1) グランドデザイン

時 期	内 容
令和8年10月～令和9年2月	合意形成（パブリックコメントなど）
令和9年3月	グランドデザインを正式決定

(2) 三桜酒造跡地活用に関するサウンディング型市場調査

グランドデザイン（素案）に示す機能の実現手法や官民連携の可能性を探るため、サウンディング型市場調査を市直営で実施する予定です。この調査を通じて、民間事業者の参入意向や事業化の可能性を把握します。

時 期	内 容
令和8年10～11月	サウンディング型市場調査実施
令和8年12月	サウンディング型市場調査結果公表



ウェルネスゾーン

既存のスポーツ機能を活かしながら高齢者まで、誰もが安心して利用できるウェルネス拠点

- ランニング・ウォーキング
- 多世代が参加できる運動会・イベント
- スポーツ大会・合宿等人口の拡大

日常的な健康増進ゾーン

学びと育ちの交流ゾーン

図書館や学校などと繋がり、多世代が集い・学び・交流でき、マルシェなどを通じて新たな出会いや挑戦を育むエリア

- 本屋・カフェ・広場等を備えた多世代交流拠点の整備
- 定期的なマルシェによる新たな出会いと挑戦の場づくり
- 文化資源（芸能・芸術・音楽等）を活用したコミュニティづくり

憩いと交流のラウンジ | 三桜酒造跡地

歩きたくなる遊歩道 | 浜田川

憩いと交流のラウンジ | 三桜酒造跡地

行政視察レポート

令和8年8月4日（火）～6日（木）

宮城県 気仙沼市、仙台市

総務委員会

視察の概要・参加者

視察先及び調査項目

① 宮城県 気仙沼市

- ・ 人材育成と市民が主役のまちづくりについて

② 宮城県 仙台市（減災推進課）

- ・ せんだい災害VR、マイタイムライン
- ・ 地域防災リーダー（SBL）を中心とした地域防災

③ 宮城県 仙台市（せんだいメディアテーク）

- ・ 震災アーカイブ事業と市民協働の取組
- ・ 収集した災害記録の活用手法と次世代に向けた
防災・減災教育への展開

参加者

職 名	氏 名
総務委員会 委員長	沖田 真治
総務委員会 副委員長	柳楽 真智子
総務委員会 委員	戸津川 美二
総務委員会 委員	岡本 正友
総務委員会 委員	佐々木 豊治
総務委員会 委員	西田 清久
総務委員会 委員	川神 裕司
議長	澁谷 幹雄

（以下、視察資料からの引用あり）

① 宮城県 気仙沼市(概要・目的)

視察目的

気仙沼市は、東日本大震災の後、復旧・復興を目指して今日まで来たが、市の考え方はさらに先の未来づくりを牽引できるリーダー人材の育成に注力されており、震災後の関係人口や企業、地元の若手人材も含めて様々な人材育成の取組が行われている。

浜田市においても施政方針に人材育成を掲げており、今後のまちづくりや人材育成施策に活かす。

気仙沼市の概要

- 人口：約5.4万人(特定第三種漁港のまち)
- 特徴：震災後、「人から始まる地方創生」を目指す。
- 背景：復旧・復興にとどまらない、未来づくりを牽引できるリーダー人材の育成に注力している。



① 人から始まる地方創生（取組の柱）

経営リーダー育成

- ・「経営未来塾」や「経営人材育成塾」を通じ、
- ・業種を超えて切磋琢磨し、創造的産業復興を実現する経営リーダーを育成している。

プラットフォーム形成

- ・「気仙沼まち大学構想」により、各育成事業を横断的につなぎ、多様な人材が対話・共創・協働できる土壌をつくっている。

まちづくり人材育成

- ・「ぬま大学」「高校生マイプロジェクト」等を通じ、10代からの若者や多様な世代のまちづくりへの参画を推進している。



①「気仙沼まち大学構想」に基づく人材育成

若者向けプログラム



「ぬま塾」「ぬま大学(半年間の実践塾)」を通じ、若者の「やりたい」を形にする取組を展開。

「高校生マイプロジェクトアワード」により高校生の参画も推進。

大人・女性向けプログラム



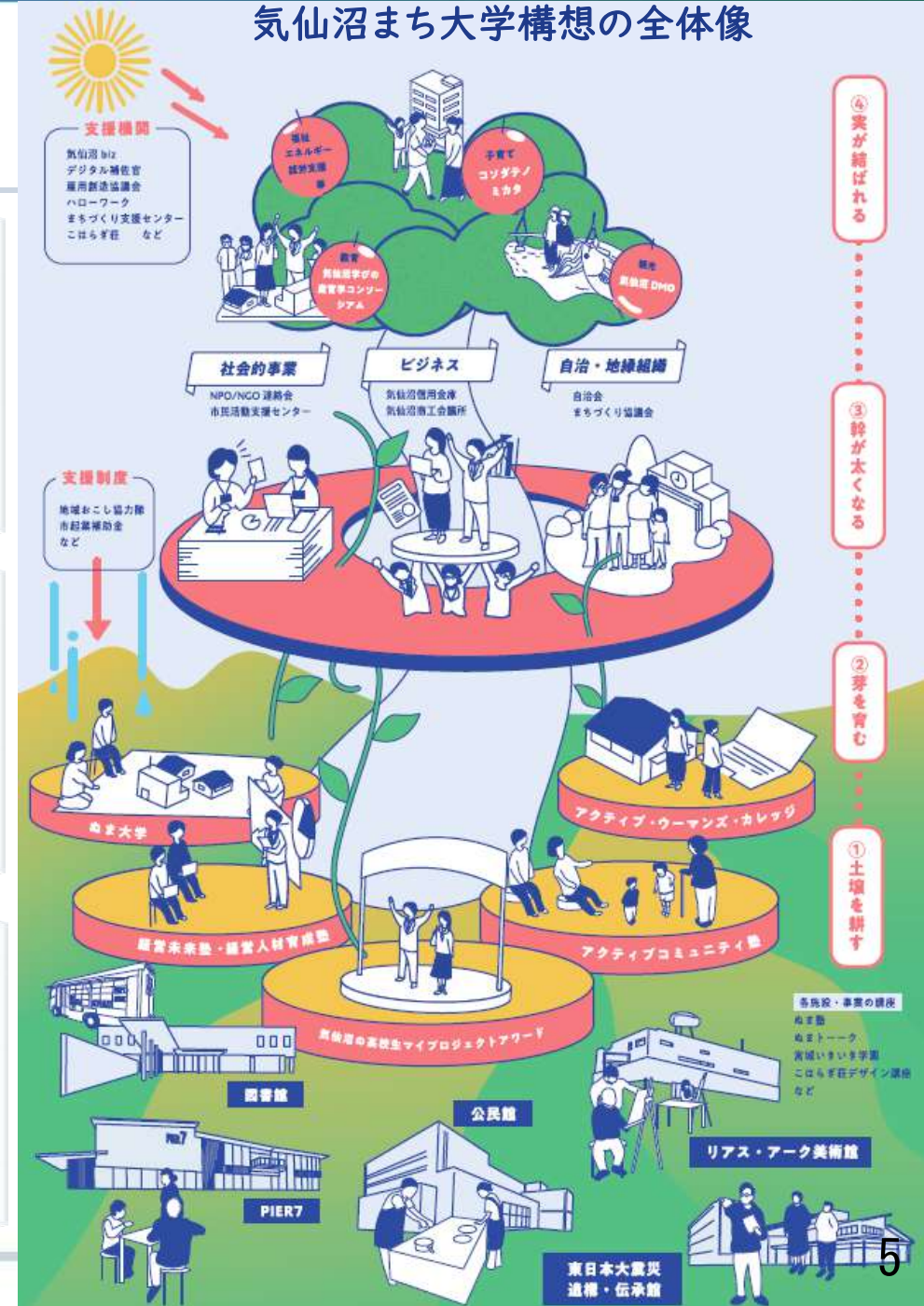
40代以上を対象とした「アクティブコミュニティ塾」、女性を対象とした「アクティブ・ウーマンズ・カレッジ」を大学等と連携して開講。

横断的なつながり



多様な年代・立場のリーダーが横断的につながり、市民・行政・企業・NPOが立場を超えて協働する「市民が主役のまちづくり」を促進。

気仙沼まち大学構想の全体像



① 委員会の考察（気仙沼市）

① 事業ではなく、「人」からのスタート

まちづくりを「事業」からではなく、「人を育てること」から始めている点が非常に印象的であった。

② 土壌づくり

市民の「やってみたい」という思いを引き出し、それを否定せず応援する環境（土壌）づくりが、市民が主役のまちづくりの出発点である。

③ 行政の役割転換（「コーディネーター」「伴走者」へ）

行政職員が前面に立って事業をコントロールするのではなく、市民や民間団体の自由な発想を尊重し、必要なときに人と人をつなぐ支援者としての役割が求められる。

④ 本市への応用

浜田市においても、「人に投資する」「挑戦する人を応援する」ことを長期的なまちづくり政策の柱として位置付ける必要がある。

② 宮城県 仙台市（減災推進課）

視察目的

せんだい災害VR、マイ・タイムライン、住民主体の避難所運営などを調査し、行政と地域住民が連携して地域防災力を高める仕組みを学ぶ。

背景と課題

- 東日本大震災の教訓から、災害が大規模になるほど、行政機関の対応（公助）には限界があることが明白になった。
- そのため、市民自らが身を守る「自助」と、住民同士がお互いに助け合う「共助」の重要性を再認識し、平時からの取組に注力している。

仙台市の概要

- 人口：約109万人
- 特徴：東北地方を代表する政令指定都市
- 背景：震災時の「公助」の限界を教訓に、市民による「自助」と地域住民相互の「共助」を高める実効的な仕組みづくりを展開



② 地域防災の担い手育成（仙台市）

仙台市地域防災リーダー（SBL）の養成

- 単なる防災知識の習得ではなく、地域で実際に行動できる人材を育成する制度。
- 町内会等の自主防災組織と連携し、平常時の訓練企画から、災害時の安否確認・避難所運営まで、地域防災活動の中心的な役割を担う。

充実したフォローアップ体制

- 養成して終わりではなく、継続的な活動を支える仕組みが構築されている。
- バックアップ講習会を定期開催し、最新知識の習得やSBL同士の情報交換の機会を提供。
- また、情報誌の発行等を通じて活動を後押ししている。

仙台市地域防災リーダー Sendaishi chiiki Bousai Leader

SBL通信

第22号

2026年6月発行 仙台市危機管理局減災推進課

◆ 気象の警報などが変わりました! ◆ 仙台市防災気象専門官 高山 智史

2026年5月29日（金）から、気象庁が発表する情報が新しくなりました。
大雨による災害の危険が予想されたときに、下の表のように、気象台から「レベル」と「災害名」のついた情報が発表されます。どんな災害が、どれだけ迫っているか、が一目で分かります。
「レベル」は、大雨の警戒レベルに相当しますので、名前を見ただけでどういう行動をすればイメージが付きやすくなります。

例) レベル4 土砂災害 危険警報
相当するレベル 対象の災害 レベルに応じた警報名

例えば、上の例の情報が発表されたら、「レベル4は、自治体から避難指示が発令されるレベルだから、土砂災害がいつ起こってもおかしくない危険な状態だ。」と現在の状況を確認でき、「災害の危険のある場所から離れよう。」といった速やかな判断にご利用いただけます。
このように分かりやすい情報になりますので、災害から身を守るよう、新しい情報をご活用ください！ ※実際の避難指示は仙台市が発出します。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当 (緊急安全確保)	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当 (避難指示)	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当 (高齢者等避難)	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2 (避難行動の確認)	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1 (災害への心構えを高める)				

早期注意情報

② 防災学習と避難所運営（仙台市）

体験型防災学習（VR）

「せんだい災害VR」で地震や津波を疑似体験し、災害の脅威を実感させ、防災を自分事として捉えさせる。



マイ・タイムライン

VR体験等とセットで、ハザードマップの確認や「いつ・誰が・何をするか」という具体的な避難行動計画の作成へ結びつける。



住民主体の避難所運営

行政職員に依存せず、地域住民と施設管理者が主体となって避難所を開設・運営するための体制整備と訓練を実施している。



② 委員会の考察（仙台市）

① 「動かす人」を育てる

自主防災組織を「つくる」だけでなく、SBLのように地域の中で具体的に役割を持ち、「実際に組織を動かす人材」を育成することが重要である。

② 既存人材との連携

新たな制度をゼロから作るのではなく、防災士、消防団、自治会など既存の地域人材がそれぞれの立場を生かし、連携できる仕組みの構築が必要。

③ 住民主体の運営へ

大規模災害時に行政が全てを対応することは不可能であるため、平時から「行政が運営する」という意識から「地域住民が主体となり行政が支援する」という考え方を共有し、役割分担を明確にした実践的な訓練を重ねるべき。

③ せんだいメディアテーク（仙台市）

視察目的

震災アーカイブ事業と市民協働の取組を調査し、本市における文化施設の活用や地域文化の振興、市民活動の支援施策の参考とする。

施設概要

- 美術、映像、図書サービスを融合した複合文化施設
（2001年開館）
- 市民の自主的な学びや創造活動を支援している。
- 震災の記録・継承や地域文化の創造・発信に取り組む先進的な拠点として機能している。



③ 美と映像の活動拠点：3つのコンセプト（せんだいメディアテーク）



最先端の提供

最先端のサービス（精神）を提供し、全ての人々がメディアを通じて自由に情報をやり取りできる環境を整備。



接点（ノート）

単なる端末ではなく、人と情報、人と人が交わる接点となるよう、柔軟な空間構成と市民活動支援設備を提供。



バリアフリー

あらゆる障壁から自由であり、市民・専門家・アーティストが連携して地域文化を創り上げるプロジェクトを展開。

③ 震災の記憶を継承する活動（せんだいメディアテーク）

3がつ11にちをわすれないためにセンター

- ・震災の記憶を単に行政や専門家が「保存する」のではなく、市民が主体となって写真や映像、証言などを記録し、発信するデジタルアーカイブ事業を展開している。
- ・集めた記録を展示や上映会、対話の場として活用し、市民が震災に向き合い、語り合い、次世代へ伝えていくための重要なプラットフォームとなっている。

保存から「活用」と「対話」へ

- ・市民や専門家が協働して情報を記録・発信。
- ・収集したデジタルデータはアーカイブ化され、単に保存するだけでなく、記録を囲み語り合える場づくりや次世代への教育に活用されている。

震災の記憶を継承する活動

《3がつ11にちをわすれないためにセンター》

2011年5月に、東日本大震災からの復旧・復興の過程を独自に発信、記録する「3がつ11にちをわすれないためにセンター」を開設。

市民、さまざまな分野の専門家・アーティスト・スタッフが協働して、震災とその復旧・復興のプロセスを記録・発信し、震災に対して向き合って考えるためのプラットフォームとして、情報を公開するとともに、収集したデータはアーカイブとして館に保存される。記録を囲み、震災について語り合う場づくりも行われている。



③ 委員会の考察（せんだいメディアテーク）

① 記録の「活用」

記録を単に「保存する」にとどめず、「市民が活用し、次の世代へ伝えるもの」として位置付け、市民が「見て、学び、語り合える場」として活用する視点が重要である。

当市での過去の災害の記憶の風化を防止し、後世に語り継ぐ仕組みの構築が求められる。

② 市民参加型の仕組み

行政や専門家だけでなく、市民自身が記録・発信活動に参加できる仕組みは、当市の歴史や伝統文化の継承にも応用できる。

今後の取組に向けて（全体考察）

平時から地域に「人のつながり」と「主体性」を育てることが防災の基盤となる。

【中期】自主防災組織の実働化

特定の一人に依存せず、複数の住民
が役割を担いながら組織を実際に動
かせる状態を目指す。



【短期】防災意識の醸成

「防災を他人事にしない」ことを最大の
課題とし、自分と地域の課題として
考える機会を創出する。



【長期】住民主体の体制構築

行政の公助だけに依存せず、地域住
民が自ら災害時に対応し、避難所運
営ができる体制を構築する。



議会による令和 7 年度事業に係る事務事業評価の実施について

1 実施目的

議会の事務事業評価と決算審査を予算審査に生かすことにより、議会の監視機能を強化し、課題の共有と事務事業の改善（適正化・効率化）が図られることを目的とする。また、評価シートを作成することで事業概要を可視化し、市民への説明責任を果たすことにもつなげる。

2 実施内容・流れ

時期	会議等	実施内容
令和 8 年 2 月上旬 (2/6)	全員協議会	3 常任委員会（総務、文教厚生、産業建設）による事務事業評価実施事業選出の事前周知 ※令和 7 年度に実施した事業の中から選出
2 月～3 月	3 常任委員会	評価事業選出の協議 ※下記全員協議会開催前までに協議を終了
3 月中旬 (3/17)	全員協議会 (3 月定例会議最終日)	3 常任委員会の委員長が各委員会で選出した評価事業を報告し、全議員で確認の上、評価事業を正式に決定
3 月下旬	-	決定した評価事業について議長から市に通知し「浜田市事務事業評価シート」の提出を依頼
4 月～8 月	3 常任委員会	評価意見書作成のため適宜所管事務調査（関係者意見聴取、先進地視察等）を行う ※担当課から提出された上記シートも参照
9 月 17 日 ～24 日	予算決算委員会 (決算審査)	各議員による事前通告に基づく質疑・採決 (所管事務調査等を参考に質疑により深掘り) (各審査日に「議員事務事業評価シート」を全議員が記入しその日のうちに提出) ※決算認定に対する附帯意見があれば、従来どおり予算決算委員会で附帯決議内容を協議
9 月 28 日 まで	3 常任委員会	適宜委員会を開催し「議会評価意見書」を作成し提出
9 月 29 日	全員協議会	全議員で 3 常任委員会が作成した議会評価意見書を確認し、文言調整の上、評価意見書を仕上げ、完成後は議案として本会議に上程するか協議
9 月 30 日	本会議	議員提案（提案者：総務委員長、賛同者：文教厚生委員長及び産業建設委員長）で事務事業評価実施結果に係る議案を提案
令和 9 年 2 月上旬	全員協議会 (3 月定例会議初日)	令和 7 年度事業に係る事務事業評価に対する市の対応状況の報告を受ける

3 令和7年度事業に係る事務事業評価実施事業

【総務委員会】

	事業名／担当課	選出理由
1	協働推進事業 （地域支え合い生活支援 事業補助金） [当 No. 72・実 No. 57] まちづくり社会教育課	中山間地域等における生活支援（草刈り等）は重要な課題であるが、現在はまちづくり推進委員会が受け皿となっていることから、地域の活動状況によって利用しやすさが異なり、支援に直結していない実態が見受けられる。地域差を解消し、高齢者や女性等が頼みやすく実効性のある事業の在り方を検証する必要がある。

【文教厚生委員会】

	事業名／担当課	選出理由
1	社会福祉協議会助成事業 [当 No. 171・実 No. 84] 地域福祉課	社会福祉協議会委託事業などについて、状況の把握や検証することにより、地域福祉行政の第一線として、行政としての位置付け、同会の果たす役割などを整理し、評価・検証する必要があるため。

【産業建設委員会】

	事業名／担当課	選出理由
1	「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業 [当 No. 421・実 No. 210] 水産振興課	水産分野は国県事業が多く市の裁量が限られる中、本事業は市が主体的に設計できるブランド化施策であり、市としての成果を可視化するため。
2	観光協会助成事業 [当 No. 459・実 No. 230] 観光交流課	市の情報の発信、観光客の増などは市の喫緊の課題で、観光客の誘客及び情報の発信力の強化が求められており、本事業の実態を正確に把握し、事業効果を評価・検証する必要があるため。

※担当課及び事業番号は令和7年度当初予算説明資料に基づく

※[当No.○]は令和7年度当初予算説明資料番号、[実No.○]は令和7年度主要施策等実績報告書番号

事務事業評価シート(浜田市作成分)～令和7年度実施事業～

■事業の位置づけ（基本事項）		担当課	係	まちづくり社会教育課	まちづくり推進係
事務事業名	協働推進事業（地域支え合い生活支援事業補助金）	事業予算費目			
総合計画上の位置付け	大綱	Ⅶ協働による持続可能なまち	款	02	総務費
	施策大綱	Ⅶ-1 地域コミュニティの形成	項	01	総務管理費
	基本目標	4 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまづくりの推進	目	07	企画費
	主要施策	Ⅶ-1-2 活動支援の充実	事業	72	協働推進事業

■事務事業の概要（PLAN）

事業の目的	各地域のボランティア団体、シルバー人材センター等を活用し、高齢者の生活支援を行おうとする地区まちづくり推進委員会に対し、その事業に要する費用の一部を補助することにより、中山間地域においても安心して住み続けることができる環境を整備することを目的とする。	事業の内容	【補助対象】 地区まちづくり推進委員会 【補助対象事業】 生活支援サービス（軽作業） 【補助対象経費】 利用者負担額又は利用者負担基準額（1,000円/作業員1人当たり1時間）いずれか大きい額を差し引いた作業費用及び作業用消耗品費 【補助額】 10/10 上限300千円
市民ニーズの把握状況	・地区まちづくり推進委員会の連絡会議での説明やすでにボランティア団体を有する地区まちづくり推進委員会と個別に協議を行った。 ・地域からの要望により令和7年度から上限額を150千円から300千円に拡充した。	市民参加・協働の有無 その内容	この補助金を通じ、草刈ボランティア団体の立ち上げがあった。

■事務事業の業績・推移（DO）

目標と実績			設定した目標			目標/実績	目標/実績	目標	目標
						R6	R7	R8	R9
			地域支え合い生活支援事業補助金申請団体の増加 (令和6年度～令和7年度累計17団体)		目標	7団体	10団体	10団体	10団体
設定した理由・背景 地域支え合い生活支援事業補助金の活用によるボランティア団体の育成及び活動支援を促し、地域内における共助体制の構築の一助とする。また、新たなボランティア団体の設立の促進を図る。			実績	3団体	7団体				
			R6年度決算	R7年度最終予算	R8年度予算	市民1人当たりのコスト			
事業費	総事業費		255,880	1,650,000	1,800,000	R6	5		
	財源内訳	国県支出金				R7	34		
		地方債				各年度4月1日時点の人口			
		利用者負担・その他	255,880	1,650,000	1,800,000	R6	49,096		
		一般財源				R7	48,048		

■評価（CHECK）

事業実施・実績に対する意見や評価など	中山間地域において高齢者世帯の困りごとである草刈り作業への活用が実績として多く、それを地域の課題として取り組む団体が増えてきた。 また、この事業を活用するための団体が立ち上がるなど地域内の共助体制も構築されてきていることから、引き続き事業の活用事例や取組への案内を行っていく必要がある。
--------------------	--

■改善・効率化の方向性（ACTION）

令和8年度執行に向けた工夫点 今後の課題など	地域のボランティア団体も高齢化しており、希望があっても対応しきれない地域もある。自分の地域だけでは賅えないところについては、事業者や他地域の有償ボランティア団体の活用など他地域との協働や事業者との協働を行うことも考えられる。 また、高齢者世帯だけではなく、障がいのある方からの要望もあったことから、対象者の範囲についても今後検討していく必要がある。
---------------------------	---

事務事業評価シート(浜田市作成分)～令和7年度実施事業～

■事業の位置づけ（基本事項）			担当課 係		地域福祉課	地域福祉係
事務事業名	社会福祉協議会助成事業		事業予算費目			
総合計画上の位置付け	大綱	Ⅱ健康でいきいきと暮らせるまち	款	03	民生費	
	施策大綱	Ⅱ-6 地域福祉の推進	項	01	社会福祉費	
	基本目標	4 地域の特性を活かした安心して暮らせるまちづくりの推進	目	01	社会福祉総務費	
	主要施策	Ⅱ-6-1 地域の支え合い活動の推進と支援	事業	171	社会福祉協議会助成事業	

■事務事業の概要（PLAN）

事業の目的	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会に補助金を交付することにより、社会福祉事業の能率的運営及び組織的活動を促進し、並びに地域福祉の増進及び強化を図ることを目的とする。	事業の内容	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会に対し、事務局長・事務局職員等の設置に必要な経費、市長が特に必要と認める経費を補助する。
市民ニーズの把握状況	浜田市地域福祉計画の策定に合わせ、福祉活動に対する市民ニーズについての住民アンケート調査を実施している。	市民参加・協働の有無 その内容	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会は、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって住民参画型のまちづくりを推進している。

■事務事業の業績・推移（DO）

目標と実績		設定した目標				目標/実績	目標/実績	目標	目標
		社会福祉法人浜田市社会福祉協議会に各世帯から納入される一般会費の収納額 (1世帯 年額800円 R8～年額1,000円で目標設定)				R6	R7	R8	R9
				目標	13,834千円	14,004千円	17,690千円	17,871千円	
				設定した理由・背景		実績	12,565千円	12,092千円	
市が直接管理できる数値ではないが、社会福祉法人浜田市社会福祉協議会に対する地域住民の参加・協力の意識を計ることができる指標として一般会費の収納額を設定した。									
				R6年度決算	R7年度最終予算	R8年度予算		市民1人当たりのコスト	
事業費	総事業費		95,318,000	101,821,000	124,169,000		R6	1,941	
	財源内訳	国県支出金					R7	2,119	
		地方債					各年度4月1日時点の人口		
		利用者負担・その他					R6	49,096	
		一般財源	95,318,000	101,821,000	124,169,000		R7	48,048	

■評価（CHECK）

事業実施・実績に対する意見や評価など	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会は、地域福祉を推進するための団体であり、公益性が高く収益性が見込めない社会福祉に関する業務を広く行っている。このため、法人経営に必要な事務局職員の人件費を補助する本事業は、地域の福祉力を高め、お互いに支えあい、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう地域福祉の推進を図るうえで非常に重要である。
--------------------	--

■改善・効率化の方向性（ACTION）

令和8年度執行に向けた工夫点 今後の課題など	令和8年度当初予算は、人件費補助の拡充により前年度と比較して22,348千円の増額としたが、補助の妥当性及び事業効果を明確にするよう附帯決議が付された。 このため、 (1) 人件費補助の積算根拠及び事業効果の明確化 (2) 事業別コスト構造及び人件費構成の透明化 (3) 事業の整理・統合など効率的な事業運営に向けた見直しに取組む。
---------------------------	--

事務事業評価シート(浜田市作成分)～令和7年度実施事業～

■事業の位置づけ（基本事項）			担 当 課 係		水産振興課 水産係
事務事業名	「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業		事業予算費目		
総合計画上の位置付け	大綱	I 活力のある産業を育て雇用をつくるまち	款	06	農林水産業
	施策大綱	I-1 水産業の振興	項	03	水産業費
	基本目標	1 産業振興と企業立地による雇用の創出	目	02	水産業振興費
	主要施策	I-1-4 販路拡大対策	事業	421	「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業

■事務事業の概要（PLAN）

事業の目的	「浜田港四季のお魚」や「どんちっち」などの水産ブランド化の取組を推進することにより、県内随一の漁港である「山陰浜田港」のPRを行う。また、はまだお魚市場のイベントテントを中心に、周辺エリアを巻き込んだ賑わい創出イベントを開催し、「山陰浜田港」で漁獲される水産物について、消費者へ情報発信を行うことで購買意欲を高め、漁獲物の全体的な魚価向上へ繋げる。	事業の内容	・どんちっちブランド推進事業補助金 ・「山陰浜田港」PR補助金 ・どんちっちノドグロ学校給食事業補助金 ・「山陰浜田港」活性化補助金
市民ニーズの把握状況	関連団体等を通じて、「どんちっち」及び「浜田港四季のお魚」等に関する市民ニーズの把握を行った。	市民参加・協働の有無 その内容	どんちっちノドグロ学校給食の提供に併せて、市内小中学校等で出前授業を実施した。（9校：367人） 山陰浜田港の水産物についての理解を深め、購買意欲等を高めるために実施した「お魚検定」では、48名が受検した。 浜田漁港周辺エリアでは、「どんちっちアジ祭り」といった市民協働によるイベントも開催。

■事務事業の業績・推移（DO）

目標と実績			設定した目標			目標/実績	目標/実績	目標	目標
						R6	R7	R8	R9
			・新規「どんちっち」ブランド加盟業者数の増加		目標	年間5店増 累計：17店舗	年間5店増 累計：22店舗	年間5店増 累計：27店舗	年間5店増 累計：32店舗
			設定した理由・背景		実績	2店増 累計：6店舗	3店増 累計：9店舗		
			水産物ブランドの「どんちっち」の認証制度を活用し、品質管理の徹底、官民が一体となったPR活動等を展開し、ブランドの更なる普及と付加価値向上に取り組む。						
			R6年度決算	R7年度最終予算	R8年度予算		市民1人当たりのコスト		
事業費	総事業費		4,176,632	5,113,000	7,093,000		R6	85	
	財源内訳	国県支出金					R7	106	
		地方債					各年度4月1日時点の人口		
		利用者負担・その他	649,827	760,000	935,000		R6	49,096	
		一般財源	3,526,805	4,353,000	6,158,000		R7	48,048	

■評価（CHECK）

事業実施・実績に対する意見や評価など	個別に事業所を訪問し、丁寧に制度の説明等を行う中で新規加盟業者の獲得に努めたものの、目標値の達成には至っていない。 近年は「どんちっち」三魚の漁獲量減少により安定供給が難しくなったことや、「どんちっち」ブランド加盟業者の高齢化、後継者不足などの理由により廃業する事業者も増えており、全体の加盟業者数自体も減少傾向に陥っている状況となっている。
--------------------	--

■改善・効率化の方向性（ACTION）

令和8年度執行に向けた工夫点 今後の課題など	新規「どんちっち」ブランドの加盟業者を増やすため、今後は浜田市内にとどまらず、市外でのPR活動も強化し、ブランドの普及と付加価値の向上に取り組んでいく。 また、「浜田港四季のお魚」については、魚種の更新等に伴う新たなPR資材の活用やお魚検定などといった各種取組を連動させることで、市内外での一層の認知度向上と購買意欲の喚起に繋げていく。 この他、令和8年度においては、豊洲市場関係者を本市に招き、水揚げの視察や地元漁業者との意見交換を行うことで、東京圏域におけるブランド等の一層のPRや継続的な取引拡大を図っていく。 なお、販路拡大には、庁内関係部署や関係機関等との連携も不可欠であるため、適切に情報共有等を行いながら、一体的に事業を進めていく必要がある点に留意し、取り組んでいく。
---------------------------	--

事務事業評価シート(浜田市作成分)～令和7年度実施事業～

■事業の位置づけ（基本事項）			担当課 係		観光交流課	観光企画係
事務事業名	観光協会助成事業		事業予算費目			
総合計画 の位置づけ	大綱	I 活力のある産業を育て雇用をつくるまち	款	07	商工費	
	施策大綱	I-5 観光・交流の推進	項	01	商工費	
	基本目標	1 産業振興と企業立地による雇用の創出	目	03	観光費	
	主要施策	I-5-1 滞在型観光の推進と受入体制の確保	事業	459	観光協会助成事業	

■事務事業の概要（PLAN）

事業の目的	浜田市の歴史・文化や産業・伝統など観光資源の開発、宣伝及び観光客の誘致促進に努めるとともに地域経済の振興及び文化の向上に寄与することを目的に運営に要する事務費及び事業費を補助する。	事業の内容	・観光客の誘致、受入、宣伝等事業の補助（浜っ子春・夏祭り、大平桜まつり、WEBや観光パンフレット等による情報発信、国府海水浴場監視等） ・観光協会の本部職員の人件費を含む運営経費を補助
市民ニーズの把握状況	観光案内所での問合せやイベントでもアンケート調査を実施して把握している。	市民参加・協働の有無 その内容	各種イベントの企画・運営に市民の方も参加して実施している。

■事務事業の業績・推移（DO）

目標と実績			設定した目標			目標/実績	目標/実績	目標	目標
						R6	R7	R8	R9
			・観光入込客数の増加（以下「観光」） ・宿泊者数の増加（以下「宿泊」） ※期間は1月～12月		目標	【観光】 1,702,000人 【宿泊】 223,000人	【観光】 1,750,000人 【宿泊】 230,000人	【観光】 1,803,000人 【宿泊】 237,000人	【観光】 1,803,000人 【宿泊】 237,000人
			設定した理由・背景		実績	【観光】 1,503,121人 【宿泊】 291,333人	【観光】 1,509,702人 【宿泊】 267,155人		
			観光入込客数、宿泊者数を把握することで、観光客の滞在状況を把握し、事業実施方法を検討する。 ただし、上記数値は本事業のみではなく他事業の効果も含めている。						
			R6年度決算	R7年度最終予算	R8年度予算	市民1人当たりのコスト			
事業費	総事業費		36,040,000	37,685,659	40,743,000	R6	734		
	財源内訳	国県支出金				R7	784		
		地方債				各年度4月1日時点の人口			
		利用者負担・その他		337,150		R6	49,096		
		一般財源	36,040,000	37,348,509	40,743,000	R7	48,048		

■評価（CHECK）

事業実施・実績に対する意見や評価など	補助対象事業者である観光協会において浜田市の魅力発信や誘客促進に向けた事業を次のとおり実施した。 観光客誘致促進事業では、浜っ子夏祭りが雨天のため一部催しが中止となったため来場者が少なかったが、2025大阪・関西万博での公演を契機に石見神楽魅力発信事業など石見神楽を核とした事業を実施し、神楽公演への誘客を図った。また、観光連携・宣伝事業では、SNSによる情報発信を行い、市内で開催されるイベントを積極的に周知し誘客に努めた。観光客受入整備事業では、猛暑により海水浴客は減少したが、国府海水浴場の監視事業を行い利用者の安全確保に寄与した。 助成事業の実績については、宿泊者数は目標を達成し「滞在型観光の推進」に一定の効果があったと考える。一方、観光入込客数は目標を下回っており、誘客に向けた取り組みについて検討する必要がある。
--------------------	---

■改善・効率化の方向性（ACTION）

令和8年度執行に向けた工夫点 今後の課題など	より効率的かつ効果的な誘客促進に向け、観光協会の業務内容を見直し、業務の集約化を図り、市と観光協会の一体的な推進体制の構築に取り組む。令和8年度は観光協会の業務及び事業について調査し、一体的な推進体制の方向性について検討を進める。
---------------------------	---

例

令和8年

© 2006 The Authors

■議員評価（各評価上段に○）

■評価判定に至った理由

(予算規模について)

■改善・提案内容

※ 予算規模の評価を「拡充」とした場合は、財源措置の考えについても記入してください。

議会評価意見書		
事業名	事業名を記入	
議会評価	事業内容：	予算規模：
【評価理由】	廃止、要改善、現行どおりの いずれかを記入	廃止、縮小、現状維持、拡充の いずれかを記入
【執行部への提案内容】 ※ 予算規模の評価を「拡充」とした場合は、財源措置の考えについても記入してください。		

事業名を記入

事業名

議会評価

事業内容：

予算規模：

【評価理由】

廃止、要改善、現行どおりの
いずれかを記入

廃止、縮小、現状維持、拡充の
いずれかを記入

【執行部への提案内容】

※ 予算規模の評価を「拡充」とした場合は、財源措置の考えについても記入してください。

【議会による事務事業評価】3 常任委員会の所管事務調査実施状況

※ 当 No. ○ = 令和 7 年度当初予算説明資料番号
実 No. ○ = 令和 7 年度主要施策等実績報告書番号

【総務委員会】

1 協働推進事業（地域支え合い生活支援事業補助金）（当 No. 72、実 No. 57）

- (1) 総務委員会において、執行部（まちづくり社会教育課）との意見交換を実施（令和 8 年 7 月 8 日）

📺 録画配信 <https://youtu.be/y4tY50zbE-Y>

- (2) 地域支え合い生活支援事業の活用実績のある 7 団体に対してアンケート調査を実施（令和 8 年 8 月）

📺 アンケート結果

- (3) 地域支え合い生活支援事業の活用実績のある 7 団体のうち、久佐地区まちづくり振興会と意見交換を実施（令和 8 年 8 月 24 日）

📺 報告書

【文教厚生委員会】

2 社会福祉協議会助成事業（当 No. 171、実 No. 84）

- (1) 文教厚生委員会において、執行部（地域福祉課）との意見交換を実施（令和 8 年 8 月 12 日）

📺 録画配信 <https://www.youtube.com/watch?v=MPgBuCuWJzo>

- (2) 社会福祉協議会との意見交換会を実施（令和 8 年 8 月 17 日）

📺 報告書

【産業建設委員会】

3 「山陰浜田港」水産物ブランド化推進事業（当 No. 421、実 No. 210）

- (1) 浜田市水産物ブランド化戦略会議との意見交換会を実施（令和 8 年 7 月 24 日）

📺 報告書

4 観光協会助成事業（当 No. 459、実 No. 230）

- (1) 浜田市観光協会との意見交換会を実施（令和 8 年 8 月 4 日）

📺 報告書

はまだ議会だより編集マニュアル

～市民に読まれ、議会が見える、

活動が伝わるはまだ議会だよりを目指して～

議会広報広聴委員会

はじめに

はまだ議会だよりは、有権者への説明責任を果たし、議会への関心を高めるとともに、地域の課題を共有し、市政や自治体の仕事をチェックするための判断材料を提供することを目的とする。

そのため、読者のニーズに応え、「読みたい」「分かりやすい」と感じてもらえる紙面づくりを行い、住民の自治意識の醸成につなげる。

第 1 章 編集理念

読者の立場に立った編集を基本とし、次の 3 点を重視する。

1 読みやすく、見たくなる紙面

- ・ インパクトのある表紙
- ・ 興味を引く見出し
- ・ 市民の登場
- ・ 適切な写真や余白の活用

2 市民目線で分かりやすい内容

- ・ 簡潔な文章
- ・ 情報の優先順位を明確にする
- ・ 読みやすい文字やレイアウト
- ・ 市民が求める情報を掲載する
- ・ 専門用語や分かりにくい表現をできるだけ避ける

3 はまだ議会だよりにしかない情報

市の広報紙とは異なり、議会の審議や判断、調査・提言など、はまだ議会だよりでしか得られない情報を掲載する。

主な掲載内容は次のとおりとする。

- ・ 定例会議・臨時会議の議案及び審議内容
- ・ 条例、予算・決算等の質疑、討論、採決結果
- ・ 意見書、決議

- ・ 請願、陳情の審査内容
- ・ 常任委員会、特別委員会の活動
- ・ 視察、調査、研修報告
- ・ 行政への要望、意見、提言及び検証
- ・ 委員会代表質問、個人一般質問
- ・ 議会報告会、意見交換会等の報告
- ・ その他、議会活動を市民に伝えるために必要な情報

市の広報紙とは異なる「議会の視点」を明確にする。

第2章 共通する編集・執筆ルール

1 文章表現

- ・ 市民に分かりやすい、簡潔な文章を心掛ける。
- ・ 一般的でない専門用語はできるだけ使用せず、必要な場合は注釈を付ける。
- ・ 記事の内容に応じて、事実に基づいた客観的な表現を用いる。
- ・ 数字、予算額、統計データ等は必ず正確性を確認する。
- ・ 表記は、議会で定める表記統一のルールに従う。

2 見出し

- ・ 見出しは、内容が一目で分かるものとする。
- ・ できるだけ記事本文の中から要点となる言葉を取り出す。
- ・ 「〇〇について」という表現は使用しない。
- ・ 読者の興味を引きながらも、内容を正確に表す見出しとする。

3 原稿提出期限の遵守

原稿の作成者及び関係する委員会は、議会広報広聴委員会が定める提出期限を厳守しなければならない。

提出期限は、原稿の確認、編集、校正、再校正、印刷及び発行までの全工程を考慮して設定するものであり、原稿作成者個人又は関係者の都合による変更は、原則として認めない。

提出期限までに提出する原稿は、単に原稿の一部を提出するものではなく、編集作業を開始できる状態に整えた完成原稿とする。

次のいずれかに該当する場合は、原則として提出済みとはみなさない。

- ・ 大部分が未記入であるもの
- ・ 「後で追記する」など、内容が未確定であるもの
- ・ タイトル又は本文が未完成であるもの
- ・ 事実確認を要する箇所が多数残っているもの
- ・ 写真、資料その他、記事として必要な提出物が欠けているもの
- ・ その他、編集作業を開始することが困難な状態にあるもの

ただし、災害その他の不可抗力、病気その他本人の責めに帰することができない事情、議会日程の変更その他やむを得ない事情がある場合は、議会広報広聴委員会においてその取扱いを協議することができる。

原稿作成者又は関係する委員会は、自らの原稿提出又は修正の遅延により、他の記事の編集、校正、印刷又は発行に支障を生じさせてはならない。

提出期限の遵守は、個人の原稿作成に関する問題ではなく、はまだ議会だより全体の編集、校正、印刷及び発行に関わる共同責任である。

提出期限までに、定められた要件を満たす完成原稿が提出されなかった場合は、原則として委員長、副委員長が代筆し、議会広報広聴委員における内容確認を経て発行するものとする。この場合において、原稿作成者の遅延を理由として、はまだ議会だより全体の編集工程又は発行日を変更しない。

4 記事の編集

提出された原稿については、議会広報広聴委員会において、文章構成、表現、誤字脱字、文字数その他必要な事項を確認し、必要に応じて修正を行う。

編集した内容については、必要に応じて原稿作成者又は関係する委員会と確認・調整を行う。

編集内容の最終決定は議会広報広聴委員会が行う。

第3章 個人一般質問

1 基本的な考え方

個人一般質問の記事は、市民に質問の趣旨と市の答弁を分かりやすく伝えることを目的とする。

限られた紙面の中で、複数の質問を並べるのではなく、最も伝えたいテーマを一つに絞り、内容を掘り下げる。

2 原稿の形式

- ・ 原稿は「Q（質問）」と「A（答弁）」による対話形式とする。
- ・ タイトルに即した一つのテーマを取り上げる。
- ・ 個人名は記載しない。
- ・ 答弁者を記載する場合は、「市長」「教育長」「〇〇部長」など役職名を使用する。
- ・ QとAの内容が分かりやすく対応するよう整理する。

3 文字数・行数

- ・ 本文は「15文字×20行」の枠内を基本とする。
- ・ タイトルは20文字以内とする。
- ・ 記号、句読点等についても、定められた文字数の範囲内で確認する。

4 タイトル

タイトルは、記事の内容や結論、課題が伝わる具体的な表現とする。

「〇〇について」という形式は使用しない。

例 × 地域交通について
 ○ 子どもも利用しやすい地域交通へ

5 写真等

個人一般質問の記事には、写真及びイラストは掲載しない。

6 表記及び内容確認

- ・ 表記は「表記統一表」を確認する。
- ・ 数字や固有の制度名称等は正確に確認する。
- ・ 本会議で実際に行われた質問及び答弁を基本とする。
- ・ 発言内容と記事内容に差異がないよう確認する。

第4章 委員会活動レポート

1 目的

委員会活動レポートは、委員会がどのような課題に取り組み、どのような活動を行い、その成果を今後どのように生かしていくのかを、市民に分かりやすく伝えることを目的とする。

2 基本原則

委員会活動レポートは、次の原則に基づいて作成する。

- ・ 委員会活動の報告であり、制度説明や行政広報ではない。
- ・ 執筆者個人が伝えたい内容ではなく、委員会として市民に伝えるべき内容を掲載する。
- ・ 委員会活動全体を代表する内容を紹介する。
- ・ 一つの事例を取り上げる場合も、委員会活動全体の中での位置付けが分かるようにする。
- ・ 客観的かつ簡潔な表現を用いる。

3 基本構成

委員会活動レポートは、原則として次の流れで構成する。

(1) テーマ・目的

何について、なぜ取り組んだのか。

(2) 委員会の活動

調査、視察、意見交換、担当課からの説明、現地確認など、委員会が実際に何を行ったのか。

(3) 成果・確認事項

活動を通じて確認したこと、得られた知見、明らかになった課題などを整理する。

(4) 今後の取組

今後の調査、検証、提言など、委員会としての方向性を示して締めくくる。

4 記載上の留意点

- ・ 結果だけでなく、そこに至るまでの活動の過程を伝える。
- ・ 一つの案件だけを詳細に説明するのではなく、委員会活動全体の姿が分かる内容とする。
- ・ 行政から受けた説明をそのまま掲載するのではなく、委員会として調査・確認した内容として整理する。

- ・ 執筆者個人の意見、感想、主張を中心とした記事にしない。
- ・ 原稿は委員会で協議・調整した上で作成する。
- ・ 掲載内容及び表現に関する最終決定は委員長が行う。

第5章 写真・レイアウト

1 写真の基本

写真は、記事の内容を補足し、活動の様子を視覚的に伝えるために使用する。
ただし、個人一般質問については、写真及びイラストは掲載しない。

その他の記事については、

- ・ 記事内容と関係のある写真を使用する。
- ・ 写真が文字ばかりの紙面を避ける役割を果たすよう配置する。
- ・ 必要に応じて余白を活用する。
- ・ 写真の使用に当たっては、著作権及び肖像権に十分注意する。

2 レイアウト

紙面の内容に応じて情報量を整理し、

- ・ 分かりやすさ
- ・ 読みやすさ
- ・ 美しさ・体裁

の3点を重視する。

情報を詰め込みすぎず、優先順位を付け、余白を活用する。

第6章 編集から発行まで

編集作業は、概ね次の流れで行う。

1. 正副委員長及び事務局による打合せ
2. 委員会へのレイアウト案の提示及び協議
3. 各議員、委員会等から原稿提出
4. 印刷業者による原稿の提供
5. 議会広報広聴委員会による校正

6. 印刷業者による校正原稿の提供
7. 事務局、正副委員長及び印刷業者による最終校正
8. 発行

編集段階では、文章構成、誤字脱字、表現、情報の正確性などを確認する。

なお、議会日程その他の事情により、編集及び発行スケジュールは変更する場合がある。

第7章 原稿作成・編集チェックリスト

共通チェック

- ☐ はまだ議会だよりに掲載する意義のある内容か
- ☐ 市の広報紙ではなく、議会だよりならではの情報になっているか
- ☐ 市民にとって分かりやすい文章か
- ☐ 見出しで内容が伝わるか
- ☐ 「〇〇について」という見出しになっていないか
- ☐ 数字、固有名詞、制度名等は正確か
- ☐ 専門用語や分かりにくい表現を使用していないか
- ☐ 誤字脱字がないか

個人一般質問

- ☐ タイトルは20文字以内か
- ☐ 「〇〇について」というタイトルになっていないか
- ☐ Q&A形式になっているか
- ☐ タイトルに即した一つのテーマに絞られているか
- ☐ 個人名を使用していないか
- ☐ QとAの内容が対応しているか
- ☐ 写真・イラストを使用していないか
- ☐ 本会議での質問・答弁内容と整合しているか

委員会活動レポート

- ☐ 委員会活動の報告になっているか
- ☐ 個人ではなく委員会として伝える内容になっているか
- ☐ 委員会が何を行ったかが明確か

- ☐ 活動の成果だけでなく、過程も伝わるか
- ☐ 一つの事例のみを扱う場合、その位置付けが分かるか
- ☐ 行政広報や制度説明になっていないか
- ☐ 客観的で分かりやすい文章か
- ☐ 今後の取組や方向性で締めくくられているか

制定 平成 29 年 2 月 10 日
最終更新 令和 8 年 8 月 25 日